

スクリーニング活用ガイド

～表面化しにくい児童虐待、いじめ、経済的問題の早期発見のために～

文部科学省

作成 大阪府立大学山野則子研究室

令和2年3月27日

はじめに

児童虐待、いじめ、貧困の問題など児童生徒を取り巻く様々な課題に対する早期発見・早期対応のための学校における取組の一つとして、近年、「スクリーニング」の実施が注目されているところですが、このスクリーニングは、以下に示すように教育相談体制の充実に係る一連の流れの中で提案されたものです。

平成 26 年 7 月に教育再生実行会議「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」を受け設置された「チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会」や平成 27 年 3 月に教育再生実行会議「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について（第六次提言）」を受け設置された「地域とともにある学校の在り方に関する作業部会」、「学校地域協働部会」において、様々な角度から学校のあり様、学校を支える地域のあり様が議論されてきた結果、「チームとしての学校」（以下、チーム学校という。）と「学校と地域の効果的な連携・協働推進体制」の関係図が示され、同年 12 月には、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）（中教審第 185 号）」を始めとする答申が取りまとめられたところです。

こうした状況を受け、文部科学省では同年 12 月に「教育相談等に関する調査研究協力者会議」を設置して、スクールカウンセラー（以下、SC という。）及びスクールソーシャルワーカー（以下、SSW という。）の役割の明確化や、教育相談体制の充実のための連携の在り方について検討を行い、平成 29 年 1 月に「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」（以下、本報告書という。）を取りまとめました。

本報告書は、地域との連携も含め、チーム学校が機能していくよう「未然防止、早期発見及び支援・対応等への体制構築」と「学校内の関係者がチームとして取り組み、関係機関と連携した体制づくり」の 2 つの柱で構成しており、全ての児童生徒を対象として検討を行い、気になる事例を早期に複数メンバーで洗い出すスクリーニング会議の定期的な実施と、支援・対応策を検討するためのケース会議の実施の必要性を示しています。

さらに、平成 29 年 4 月には、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 24 号）」により、学校職員として SC 及び SSW の職務を新たに学校教育法施行規則に規定しました。

加えて、痛ましい児童虐待事案の発生を契機として、令和元年 5 月に作成した「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」においても「～スクリーニング会議を通じた早期発見・早期対応～」として、大阪府立大学と自治体によって確立してきたスクリーニングについて紹介しています。

以上のように、今般の子供に関わる悲惨な事件を鑑みると、子供の最善の利益のために学校においてスクリーニングを実施することは、重大事案に至ることを防ぐための重要な取組であり、学校における教育相談体制づくりのスタートに位置するものといえます。

～目次～

1. スクリーニングについて	4
1) 学校の検討事例抽出の現状	
2) スクリーニングの定義と目的	
2. スクリーニングの方法	6
1) スクリーニング実施の準備（教育委員会の取組）	
2) スクリーニング実施の準備（学校の取組）	
3) スクリーニング会議の実施（当日）	
4) 校内チーム会議の実施	
5) データに基づく結果から1年を通じて児童生徒の変化を確認	
3. スクリーニングシート（YOSS）活用の効果	13
1) 自治体の動き	
2) スクリーニングシート（YOSS）を活用した教員の声	
3) 先進自治体の結果から（山野・石田・山下 2020）	
4. 参考文献	17

1. スクリーニングについて

1) 学校の検討事例抽出の現状

児童虐待、いじめ、貧困の問題をはじめとした児童生徒を取り巻く様々な課題は表面化しにくいいため、従来の学校の仕組みでは的確に捉えることが困難です。

現状、多くの学校現場では、気になる児童生徒をピックアップしていたとしても、教員の主観的な判断により気になった児童生徒への対応（SCやSSWに相談するなど）を検討する機会が多いと思われます。この場合の課題を2点（ア、イ）記します。

ア) 教員によって気になる児童生徒の基準がばらばらであり、同じ児童生徒の状況を把握していても、教員が異なれば同一の対応が検討されるとは限りません。ここに、そもそも教員個々の経験や知識に左右されている実態とリスクがあります。これは、教員の見えない重責の1つになっており、学校組織の課題でもあります。

イ) 全ての児童生徒を検討の対象として挙げているわけではなく、全ての児童生徒を同一の基準で確認していないため、個々の支援が必要な児童生徒が埋もれてしまい、児童生徒の家庭環境（隠れた虐待など）をはじめ、学校生活では見えにくい課題を発見できていない可能性があります。

さらに、気になる児童生徒でありながら対応の検討には至らない（共有のみされるものも含む）学校もあり、その場合の理由と課題を2点（ウ、エ）記します。

ウ) よほどのリスクのある児童生徒であれば共有に至りますが、気になるレベルが低い場合、気軽に話せる場、検討する場がない学校は多くあると考えられます。その場合、気になる児童生徒を検討に挙げても、活用できる地域資源の情報を持っていないため、どのような支援ができるのか分からず、「家庭の問題」として個々の支援について検討することを諦めるか、教員が悶々としながら一人で抱え込んでしまうことが考えられます。

エ) 教育上の児童生徒理解という点においては、既に日頃から教員が複数人で語り合い情報共有する場があるため、スクリーニングとの違いが不明確で必要性を感じない学校も多いと考えられます。学校は、課題から方針を決めて行動するというソーシャルワークプロセスで動く社会福祉機関ではないため、通常「状況改善のために簡単に実施できることを決める」ことはなく、共有のみで終わってしまうことが多いと考えられます。結果として、共有は

しているが、他の専門職との連携により方向性を決定し、児童生徒の状況改善に取り組むといった一歩踏み込んだ対応に至らない場合があります。

以上のような現状を変えていくためには、教員個人によるばらばらな基準ではなく、学校で把握している遅刻やう歯などの情報を横串に刺し、統一した基準で学校職員間（可能な限り SC 及び SSW を含む、複数人の教職員の合議）において把握や共有を行い、全ての児童生徒の状況を短時間で確認する（ア、イ）とともに、児童生徒にとって必要な支援の方向性を決定し、暫定的に振り分ける（ウ、エ）スクリーニングという手法を導入することが必要です。単に児童生徒の状況を確認するだけでは教員の負担になるだけで継続、機能しにくいいため、複数人で共有・議論する場を作ることや暫定的に支援の方向性を決定することでスクリーニングを効果的に活用することが大切です。これらを可能にするためには、ある程度支援の方向性を認識できるよう、スクリーニングシートへの工夫（例えば、Yamano Osaka-Screening Sheet（以下、YOSS という。）では一覽で支援の方向性も見えるようにしている。）と SSW や福祉関係者の同席による助言や誘導など（可能な限り当初だけでも同席することが望ましい。）が重要なポイントになります。そうすることで、SSW や SC の活用方法が明確になり、より効果的に活用できることが期待されます。

2) スクリーニングの定義と目的

就学前児童には、既に自治体の保健部門により全ての子供をスクリーニングにかける仕組みが存在しています。保健部門では、全ての子供を対象としている健診の後、短時間で暫定的に保健、心理、医療、栄養などの専門職が合議で支援の方向性を決定しています。支援の方向性は、おおむね保健師の個別支援、地域の子育てサークルなどを活用した支援、病院や児童相談所など専門機関による支援といった3種類の支援があり、学校でもこの仕組みを応用し、YOSS においては、教職員の関与、地域資源の活用、専門機関の活用といった支援の3方向を示し、方向性の決定まで思考が流れやすくなるよう工夫しています。

スクリーニングのキーワードは、「集団を対象」「すばやく実施可能な方法」「無自覚な対象」「暫定的に識別」「早期発見」「簡便であること」（中澤 2011）であり、アセスメント（見立て）とは異なります。学校で行うスクリーニングに特化して定義すると、「子どもの最善の利益のために、すべての子どもを対象として、問題の未然防止のために、データに基づいて、潜在的に支援の必要な子どもや家庭を適切な支援につなぐための迅速な識別」であり、つまり「1人で単に子どもの実態をチェックすることではなく、チェックしたデータに基づき複数人による議論から実行可能な暫定的な方向性を決定すること」（山野・石田・山下 2020）であるといえます。

スクリーニングの目的は、児童虐待、いじめ、貧困の問題など表面化しにくい

問題の早期発見、早期対応であり、習慣的に行うことで、教員にとっては児童生徒理解が深まり、抱え込みの解消、チーム力の向上につながります。

※図は全て、山野則子研究室「スクリーニング活用ガイド」(2019)より引用

※「スクリーニング活用ガイド」は以下 URL より御参照ください。

<http://www.human.osakafu-u.ac.jp/ssw-opu/2020/03/19/スクリーニングパンフレット/>

図1. スクリーニングとは



2. スクリーニングの方法

学校現場では、先も述べたように児童生徒の現状を話し合い、共有しあうところまでは実施しているところも少なくありませんが、その実態を知った教員が子供の最善の利益の観点から何らかの対応につなぐ必要がある(必ずしも教員が対応しなければならないということではない。)という認識が浸透していない場合も多いと考えられます(児童福祉法第1条、第25条等)。つなぐことが浸透しない理由は、つなぐ必要を感じない場合(①教員が対応しなければならないと認識している。②つないだところで子供の状況が改善するわけではないと認識している。)と、つなぐ方法を知らない場合(③どのレベルになったらつなぐのか分からない。④どこにつなげばいいのかつなぎ先を知らない。)があります。

そのため、教員自身が一人で児童生徒の問題に対応しなければならないのではなく、地域資源や専門機関の活用等、支援策に関していくつかの方向性を示すことにより、教員だけの仕事ではないということに気付くことが必要です。

また、完全解決や改善を目指しがち（○か×で評価しがち）ですが、つなぐことも含めちょっとした対応を決定することにより、結果として完全解決には至らなくとも、何もしないこととは異なり、子供に1つでもチャンスを提供しているという認識を持つことが重要です。

これらの方向性を示しているスクリーニングシート（YOSS）では、繰り返しスクリーニングの実施を重ねることで、学校以外の地域資源の役割にも視野が広がり、地域資源を適切に活用できるようになります。さらに、各学期を通してスクリーニングを継続することで、3学期には方向性を決定した児童生徒の状況が好転したかどうかを確認することができます。これは、教員にとって負担軽減のみならず、自信にもつながります。

上記の理由から、本活用ガイドでは2. 1) で示した（ア）から（エ）の視点を組み込んだスクリーニングシート（YOSS）の活用を推奨しています。

図2. スクリーニングの進め方



山野則子研究室「スクリーニング活用ガイド」（2019）より引用

※スクリーニングシート（YOSS）活用の御相談は、別途、eb-ssw@sw.osakafu-u.ac.jp まで御連絡いただきますようお願いいたします。

ここでは、既にスクリーニングを実施し、成果を上げた自治体の委託により作成した「スクリーニング活用ガイド（委託元能勢町・山野研究室 2019）」及び別の自治体の委託により作成した「スクリーニング活用ビデオ」や「スクリーニングスタートマニュアル」（委託元橋本市・山野研究室 2020）に沿って、スクリー

ニングの進め方を以下に説明します。

※「スクリーニング活用ガイド」「スクリーニングスタートマニュアル」は以下 URL より御参照ください。

<http://www.human.osakafu-u.ac.jp/ssw-opu/2020/03/19/スクリーニングパンフレット/>

スクリーニングは、月に一度実施している学校もありますが、少なくとも学期に一度のペースで児童生徒の状況を見直し、暫定的に支援の方向性を決定して実行することを繰り返すことによって、子供の状況の改善をもたらすものです。繰り返しになりますが、児童虐待、いじめ、貧困の問題など表面化しにくい問題の早期発見、早期対応が目的であり、習慣的に行うことで、教員にとっては児童生徒理解が深まり、抱え込みの解消、チーム力の向上につながります。これが文化として定着することが、事案の重大化を防ぐ方策の1つとなります。

1) スクリーニング実施の準備（教育委員会の取組）

①教育委員会の方針立てと意思決定

自治体における課題を明確化し、スクリーニングの目的（子供の最善の利益、教員の抱え込みの軽減、チーム学校体制の構築、学校における専門スタッフの活用等）を理解します。そして、課題解決のためにスクリーニングの実施に関する意思決定を行い、スクリーニングモデル校方式（モデル校を数校指定してから始め、徐々に広めていく方式）、全校方式など確実に実施できる方法を決定します。

②各学校への周知徹底

導入の方法として以下のような取組が考えられますが、自治体の実情を考慮し、より最適な方法を選考して実施します。

- ・域内の全ての学校に対して、研修としてスクリーニングのワークショップを行い、その後、手上げ方式でスクリーニング実施校を募る。
- ・スクリーニング実施予定校において、スクリーニングのワークショップを行い、他の実施予定校や次年度実施予定校に見学の案内や参加を呼びかける。
- ・対象校へスクリーニングの実施に関する説明に出向く。

③教育委員会とスクリーニング実施校との調整

実施校が決まり次第、教育委員会と実施校で以下のような手順で調整を行います。（可能な限り前年度中、次年度であれば4月当初が望ましい。）

- ・スクリーニングを進める担当教員が必要であるため、校内組織の中でどこが担うのかを明確化し、役割として校務分掌等に位置付けておく。

- ・年度開始後であると日程を組み込みにくいため、各学期の何月の学年会議でスクリーニングを実施するかを予め決定し、学年会議（あるいは職員会議や研修）の中に予定を入れておく。その際は、SSW の出勤日や巡回する日程なども考慮して決定する。また、実施日とセットでスクリーニングシート（YOSS）に入力する期限も決めておく。
- ・PC の管理や入力の方法についても確認しておく。

2) スクリーニング実施の準備（学校の取組）

①校長と担当教員との協議

校長から担当教員にスクリーニングの実施について説明を行い、担当教員と以下に示す内容等を検討し、具体的な進め方を決定します。場合によっては教育委員会担当者が同席することも考えられます。

また、既にスクリーニングを実施している学校に新しい校長が着任した場合には、担当教員から相談を行い、スクリーニングの方向性を決定しておく必要があります。

- ・教職員への周知徹底方法（会議や研修等）
- ・スクリーニング会議の実施日時
- ・スクリーニング会議を実施する機会（職員会議、学年会議、学期に1度の研修等）
- ・スクリーニング会議の実施方法の確認
- ・協力者への支援要請（教育委員会担当者、SC・SSW・SV（スーパーバイザー）、自治体内の福祉部局の職員等）
- ・既に上記事項で決定していることがあればその確認

②校長から全教職員への説明

校長から、4月の早い段階で教職員にスクリーニング実施の方針について説明します。その際には、校務分掌等によりスクリーニングの内容やあらかじめ決めておいた日程を伝えます。

③担当教員からの説明と教職員による入力

…図2の1

スクリーニングシートの項目と入力の締切日、実施の流れなどを説明します。その際には、担当教員からスクリーニング会議の日の1週間前を目安に児童生徒の状況を入力するよう、担当教員から教職員に対して依頼をします。その後、各教職員がスクリーニングシートに入力を行います。

④教育・福祉関係者に同席依頼

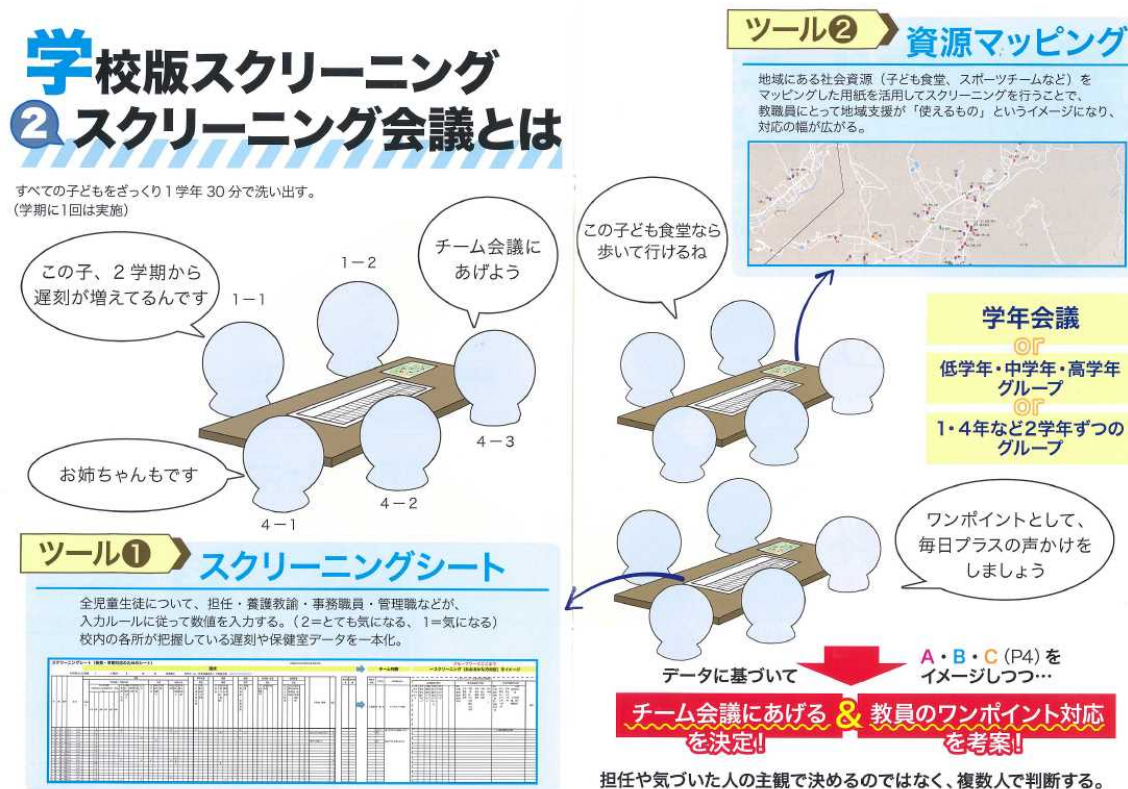
1学期のスクリーニング会議初回実施日は、可能な限りSSWや福祉機関の職員にも同席してもらえるように、校長から教育委員会に対して依頼をする

ことや、直接福祉機関の関係者に依頼を行うことも考えられます。

⑤スクリーニング会議実施日の準備

担当教員は、教職員により入力されたスクリーニングシートの確認や印刷を行い、スクリーニング会議の資料として準備します。

図3. スクリーニング会議



山野則子研究室「スクリーニング活用ガイド」(2019)より引用

3) スクリーニング会議の実施(当日)

…図2の2、図3

①担当教員よりスクリーニング会議の進め方の説明

例えば、以下に示すような留意事項について事前に説明し、共有を図ることで、より効果的な話し合いが期待できます。

- ・1人の児童生徒理解を深めるアセスメントとは異なること。
- ・潜在化している支援の必要な児童生徒に気付くことが重要であること。
- ・2クラス30分から1時間で全員の児童生徒を確認すること(当初1クラス30分かかったが、回を重ねるうちに15分程度で実施できるようになった学校の例もある。)
- ・スクリーニング会議中には担任以外の教員の発言がアドバイスとなることも多いと想定されるので、担任以外の教員も様々な気づきを出し合う

と。

- ・方向性（A：教員の関与、B：地域資源の活用、C：専門機関の活用）を暫定的に決定すること。

A：教員の関与	：担任が毎日必ず該当の児童生徒に個別におはようと声をかける、担任以外の教員が何らかの声をかけるなど簡単なことを決定
B：地域資源の活用	：地域学校協働活動やコミュニティスクールとして実施している熟議やふれあいルームなどの活用、子ども食堂や学習支援の活用などを決定
C：専門機関の活用	：児童相談所や教育センター、少年補導センターなどの活用を決定

- ・客観的なデータと複数人でのディスカッションを踏まえ、より個別の検討を行う校内チーム会議を実施するかどうかを判断すること。

②スクリーニング会議の実施

①の進め方を踏まえ、実際にスクリーニング会議を実施していきます。会議を実施していく中で、再度検討を行う必要が生じた際には、①に戻って再度検討し直すことも重要です。

③スクリーニング会議にてスクリーニングシート（YOSS）に記入

以下の要領で、スクリーニングシート（YOSS）に記入していきます。

- ・話合いで出された留意事項や具体的アドバイスをワンポイント欄に記載する。
- ・客観的なデータと複数人でのディスカッションを踏まえ、校内チーム会議（「4）校内チーム会議の実施」参照）で検討するかどうかを判断し、記入する。
- ・どのような方向性で支援するか（A：教員の関与、B：地域資源の活用、C：専門機関の活用）をイメージし、スクリーニングシート（YOSS）に記入する。

④児童生徒の変化の確認

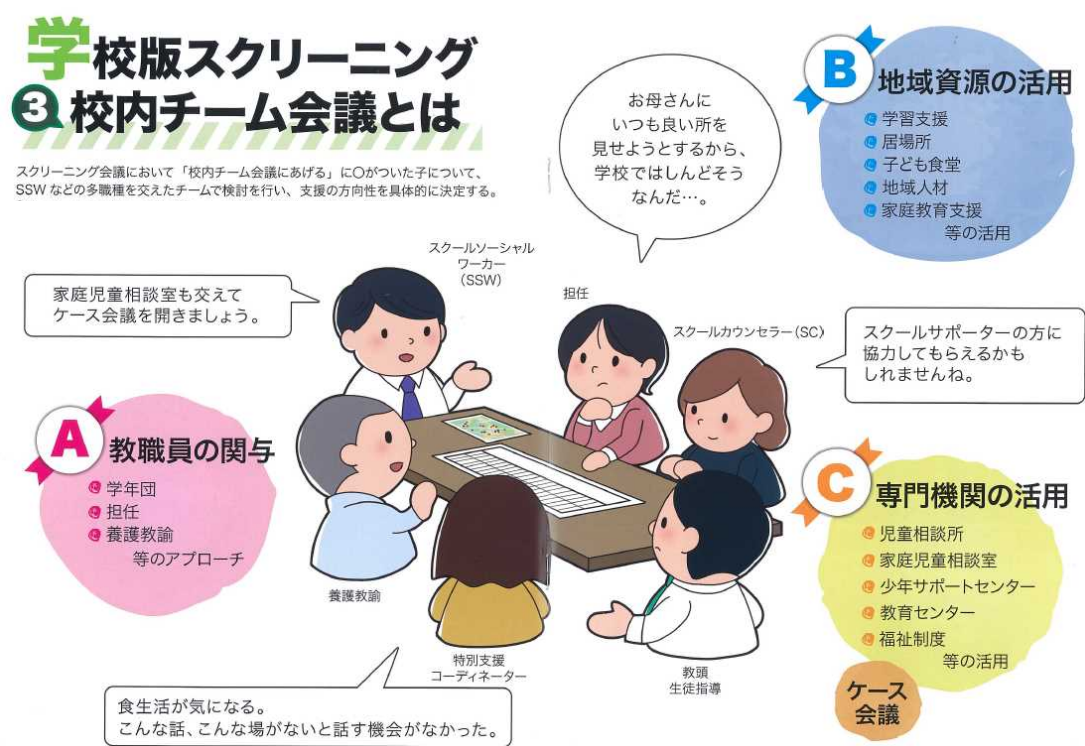
各学期ごとに同様の手順でスクリーニング会議を実施しますが、2回目以降は既に方向性を示し、児童生徒の支援のために動いているため、紹介した地域資源を利用しているかどうかなどのチェックを行い、現状の支援状況を確認します。

毎学期スクリーニングシート（YOSS）を活用することにより、子供の変化を可視化することができます。

⑤ 1年間の児童生徒の状況の確認と話し合い

3学期には、1年間スクリーニングを実施して児童生徒の状況が好転したかどうか確認をし、エビデンスに基づき支援のポイントの所在について議論を行い、情報を共有します。変化のなかった児童生徒に関しては支援の方向性を再検討し、次年度に向けて申し送るべき事項などを記載します。

図4. 校内チーム会議



山野則子研究室「スクリーニング活用ガイド」(2019)より引用

4) 校内チーム会議の実施

…図4

スクリーニング会議において、校内チーム会議で検討を行うことになった児童生徒は、チーム会議において個別にアセスメントを行って方針を決定し、個別支援をしていくという流れになります。ここでいう「校内チーム会議」とは、生徒指導担当教員、養護教諭、特別支援担当教員、SC、SSWなど多職種を交えた多様なメンバーが想定されます。また、必ずしも新たにこのような会議体を作る必要はなく、各学校における既存のいじめ・不登校対策委員会や特別支援委員会などを活用することも考えられます。

会議の実施に当たっては、スクリーニングシートをもとに、更なる個別支援の必要性の有無やアプローチの方法等について、スクリーニング会議後の動きも

確認しながら、児童生徒の支援方針を決定していきます。その際、個々の支援方針をより詳細に検討し、誰が何を行うのかといった役割分担等を明確に共有しておくことが大切です。チーム会議には、多様な専門職が参加しているため、多角的な視点で支援の方向性を検討することができます（スクリーニング会議後にチーム会議で検討を行うと決定した児童生徒を、2時間で30件から80件程度扱うことができたという例もあります。）。このような手順を経ることで、今まで曖昧だったSSWの活用方針をはじめ、それぞれの職種の役割が明確化され、効果的な支援につながります。さらに、必要に応じて他機関を交えた個別のケース会議などを開催することも重要です。

このように、スクリーニングの実施により暫定的に全児童生徒の情報を確認し、支援の必要な児童生徒を洗い出し、その後、他職種を交えた校内チーム会議で個々の児童生徒の支援の方向性を決定し、必要に応じて他機関を交えたケース会議の開催へと進んでいきます。

5) データに基づく結果から1年を通じて児童生徒の変化を確認

3) ⑤のように1年を通じて児童生徒の変化を確認することで、状況が好転している児童生徒に対して教員の取組の成果が可視化され、自信につながります。

3. スクリーニングシート（YOSS）活用の効果

1) 自治体の動き

スクリーニングシート（YOSS）の活用に取り組み、不登校児童生徒数が3分の1になった学校（スクールソーシャルワーク評価支援研究所「つなぎびと」）や、令和元年度からスクリーニングを不登校対策の目玉事業として位置付けている自治体があるほか、複数の自治体において、スクリーニングシート（YOSS）を活用したスクリーニングに取り組んでいます。

2) スクリーニングシート（YOSS）を活用した教員の声

実際にスクリーニングシート（YOSS）を活用した教員から、以下のような声が上がっています。

- ・児童生徒一人一人を見つめ直し、「そういえばこの子、こんな気になる点があったね」と話し合うことができ、一人一人がよく見えるようになった。
- ・スクリーニングシートの項目が1つの指標になることで、児童生徒のどのような様子に着目すべきなのかが若手教員にとっても分かりやすくなった。

- ・児童生徒の家庭環境や児童生徒自身に対する教員の理解が進み、児童生徒が通いやすい学校環境の整備につながった。
- ・気になる子については予想どおり検討の対象に挙がってきたが、あまり気にかけていなかった子の気になる点も見えてくることにより「隠れしんどい子」の発見につながった。
- ・スクリーニング会議で、専科の先生から知らない情報を聞くことができるのが良かった。
- ・校内チーム会議で、「保護者をスクールカウンセラーにつなぐ」という提案をしてもらい、実際につなぐことができた。それにより家庭の状況が少しずつ改善してきた。
- ・複数の視点が入ることで、学校での様子からは見えてこない児童生徒の家庭の状況などへの配慮ができるようになった。
- ・みんなで検討した些細な声かけを自信を持って行えるようになった。
- ・教員のやるべきこととSSWのやるべきことが明確になり、教員が各々の役割を整理してSSWを活用するようになった。

これらの声から、スクリーニングシート（YOSS）を活用することで、以下①～③の効果が考えられます。

①学校現場に教員個別の判断でなくチーム判断が根づく

1. 1) で挙げた課題のア) として、気になる児童生徒の基準が教員によってばらばらであり、同じ児童生徒の状況を把握していても教員が異なれば気になる児童生徒として検討の対象に挙がるとは限らないという課題がありますが、スクリーニングの実施により、教員個々の経験や知識に左右されている実態とリスク、個別の判断が教員の見えない重責の1つになっているなどといった学校組織の課題への改善につなげることができます。

また、1. 1) で挙げた課題のウ) として、気になるレベルが低い場合、気軽に話せる場、検討する場がない学校は多いと考えられ、活用できる地域資源の情報不足により「家庭の問題だから」と個々の支援について検討することを諦めるか、悶々としながら教員自身で抱え込んでしまうという課題に対して、スクリーニングの実施により、方向性を見出だしたり、複数人の意見を聞いたりすることで状況の改善につなげることができます。

②暫定的に支援の方向性を決定できる学校組織となる可能性

1. 1) で挙げた課題のイ) として、全ての児童生徒を検討の対象として挙げているわけではなく、全ての児童生徒を同一の基準で確認していないため、個々の支援が必要な児童生徒が埋もれてしまう（隠れた虐待など）という課題がありますが、スクリーニングは全ての児童生徒を検討の対象としているため、状況の改

善につながるることができます。また、このような仕組みを設けることで、児童虐待等の未然防止、早期発見・早期対応が期待できます。

また、1. 1) で挙げた課題のエ) として、教員が複数人で語り合い情報共有する場はあるが、状況改善のために簡単に実施できることを決めることはなく、共有のみで終わってしまうため、結果としてなかなか児童生徒の状況改善に至らないという課題がありますが、スクリーニングでは暫定的に方向性を決定して支援を行うことで、状況の改善が期待できます。

③SSW の効果的な活用

学校現場では、未だに SSW の役割や機能が十分浸透しておらず、効果的に活用されていない現状もありますが、スクリーニングの過程で SSW を効果的に活用することが可能になり、チーム組織をより円滑に機能させることができます。

3) 先進自治体の結果から (山野・石田・山下 2020)

先進自治体の分析 (山野・石田・山下 2020) では、スクリーニングによる効果として、以下の4点を示しています。

①リスクの予測

スクリーニングシート (YOSS) を用いて、学校において把握しているデータに基づき、表面化されにくい友人関係リスク (いじめ問題を含む)、児童虐待リスク、経済的課題リスクの可能性を示すことができた (図5)。

自分から声を上げることができない子供たちにとって、学校において把握している情報が支援のヒントになる可能性がある。

②継続による有効性

スクリーニングシート (YOSS) を用いて、継続してスクリーニングを実施することで、児童生徒の状況の好転などの変化が明確になったり、チームで検討する際の材料にしたりすることができる。全児童生徒を検討の対象としている学校において、スクリーニングシートに基づきスクリーニング会議を行うことは、児童生徒理解、そして支援の方向性の決定と明示につながり、確実な支援の実行を導く。

③チームとしての機能

スクリーニング会議を学期に一度行うことで、その都度児童生徒の状況の見直しも行われ、現状に合った支援を行うことで状況の好転をもたらすことができる。これは、チームとして有効に機能する可能性を含む。

さらに、チーム会議において検討することによってチームが機能し、児童生徒の状況が好転していくことが期待される (図6)。「チーム学校」の表現は漠然としていて現場では具体的にどうすればいいのかわかりにくいと言われるが、その解決の方策として、スクリーニングをチームが機能するツールとして捉えることができる。

さらに、学校に「複数人」による「決定」を位置付けることの有効性を示している。

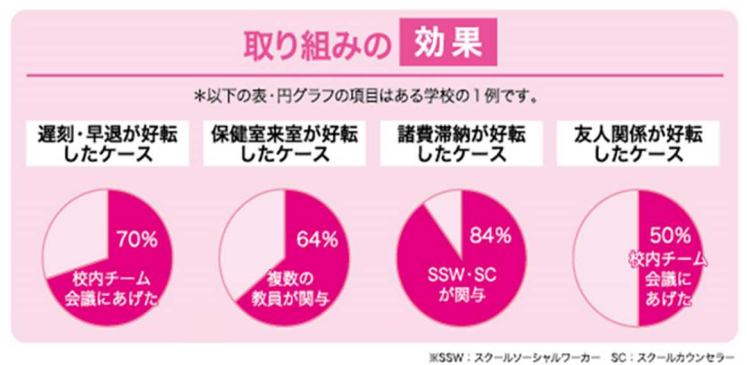
④未然防止、早期発見・早期対応

好転項目とリスクの予測から、予防的に早期に方向性を決めて対応することは効果的であることを示している。その反面、課題として、子ども食堂や放課後学習支援などの情報の提供をする者はSC・SSWに集中しがちで、教員は地域資源を知っていたとしても、それらを活用（紹介）しようとするのは少ないという点が挙げられる。勤務時間や児童生徒数との対応比を考えると、SCやSSWだけでは限界があり、このギャップは全国的な施策の推進のためには大きな課題である。

図5. リスク予測



図6. 取組の効果



山野則子研究室「スクリーニング活用ガイド」（2019）より引用

4. 参考文献

- ・ 山野則子「学校プラットフォーム」有斐閣（2018）
- ・ スクールソーシャルワーク評価支援研究所「つなぎびと」（2019）
- ・ 山野則子研究室「スクリーニング活用ガイド」委託元能勢町（2019）
- ・ 山野則子研究室「スクリーニングスタートマニュアル」委託元橋本市（2020）
- ・ 山野則子研究室「スクリーニング活用ビデオ」委託元橋本市（2020）
- ・ 山野則子・石田まり・山下義剛「学齢期における子どもの課題スクリーニングの可能性
チーム学校を機能させるツールとしてー」社会問題研究,大阪府立大学人間社会システム
科学研究科人間社会学専攻社会福祉分野, 68, （2020）, P1-13.

